No.	①-7		R7 当初予算額	18,002 億円の内数
事業名	子どものための教育・保育給付交付金		府省庁名	こども家庭庁
概　要	子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第６８条第１項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。			
支援対象	市町村	補助率	国：１／２ 都道府県、市町村：各１／４	
対象事業	・特例保育 認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。			
支援内容	特例保育の実施に要する費用につき国が１／２、都道府県が１／４、市町村が１／４を負担する。			
離島での実績	対馬市、薩摩川内市、壱岐市等　11 市町村			
備　考	補助率は事業主拠出金充当額控除後の負担割合			
担当部署	こども家庭庁　成育局　保育政策課　公定価格担当室			
連絡先	03-6771-8030			
参照 HP				

こどもまんなか こども家庭庁

へき地保育所に対する財政支援について

成育局 保育政策課

特例地域型保育給付（特例保育）

令和６年度予算額（当初）　1兆6,617億円の内数
→　令和７年度予算　1兆8,002億円の内数
（※子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施）

1　事業の概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第１項第４号）

(参考)子ども・子育て支援法(抄)
第三十条　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。
四　特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2　実施主体

市町村

3　負担割合

国１／２、都道府県１／４、市町村１／４
※ 0～２歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

4　創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

5　箇所数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所	185か所	167か所

No.	①－８		R７当初予算額 R６補正予算額	9,068 百万円 1,283 百万円
事業名	子ども・子育て支援施設整備交付金		府省庁名	こども家庭庁
概　要	市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。			
支援対象	市町村	補助率	国：１／３、 都道府県、市町村：各１／３ 等	
対象事業	（１） 放課後児童クラブ整備費 子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。 （２） 病児保育施設整備費 病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。			
支援内容	（１） 放課後児童クラブ整備費 ① 市町村が整備を行う場合、②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して 補助を行う場合 ① 国：１／３ 都道府県、市町村：各１／３ ② 国：２／９ 都道府県、市町村：各２／９ 社会福祉法人等：１／３ 放課後児童クラブや保育園等の待機児童が発生している場合は、補助率の嵩上げを実施 ① 国：２／３ 都道府県、市町村：各１／６ ② 国：１／２ 都道府県、市町村：各１／８ 社会福祉法人等：１／４ （２） 病児保育施設整備費 ① 国：１／３ 都道府県、市町村：各１／３ ② 国：３／１０ 都道府県、市町村：各３／１０ 社会福祉法人等：１／１０			
離島での実績	なし			
備　考	対象となる施設が奄美群島振興開発特別措置法、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出する。			
担当部署	こども家庭庁　成育局　参事官（事業調整担当）			
連絡先	03-6863-0286			

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局　参事官（事業調整担当）

令和７年度当初予算　91億円＋ 令和６年度補正予算　13億円（令和６年度当初予算　156億円）
※令和7年度当初予算　91億円　全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（１）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和６年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】
待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

（２）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】
市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者　等

【補 助 率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	―
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	―
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率
※離島振興対策実施地域等に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）

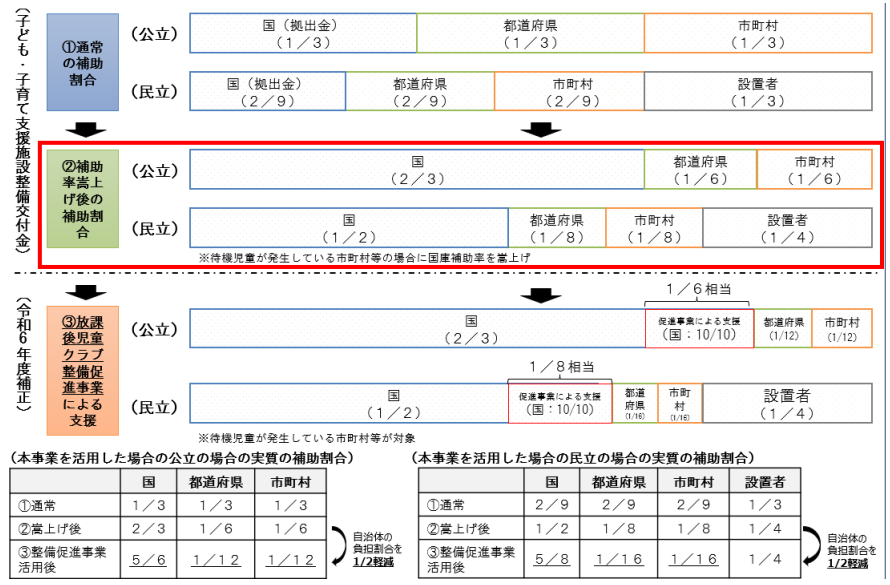

（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	
①通常	1／3	1／3	1／3	
②嵩上げ後	2／3	1／6	1／6	自治体の負担割合を1/2軽減
③整備促進事業活用後	5／6	1／12	1／12	

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者	
①通常	2／9	2／9	2／9	1／3	
②嵩上げ後	1／2	1／8	1／8	1／4	自治体の負担割合を1/2軽減
③整備促進事業活用後	5／8	1／16	1／16	1／4	

No.	①-9		R７予算額	―
事業名	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援		府省庁名	こども家庭庁
概　要	離島に住む妊婦の妊婦健康診査の受診及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部を特別交付税により措置する。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	―	
対象事業	離島地域のうち分娩医療機関のない地域における妊婦について、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部			
支援内容	妊婦健康診査及び分娩の際にかかる交通費や宿泊費の一部を特別交付税により措置する。			
離島での実績	―			
備　考	特別交付税により措置			
担当部署	こども家庭庁　成育局　母子保健課			
連絡先	03-6862-0413			
参照 HP				

離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について

概要

○離島振興法の改正に伴い、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。

○平成25年度より、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）の一部を改正し、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う、分娩医療機関のない離島（奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む。）における妊婦に対する健康診査及び分娩の支援に要する経費について、特別交付税の算定の基礎とすることとした。なお、特別交付税の額は総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額とされた。

○平成26年度より、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。

特別交付税とは

○　地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の２種類があり、地方交付税総額の９４％に相当する額を普通交付税とし、６％に相当する額を特別交付税とすることとされている。

○　特別交付税は、画一的な方法で算定される普通交付税を補完する役割を持っており、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要（離島などの地理的条件によるもの等）がある場合等に算定交付される。　※普通交付税不交付団体にも交付される。

○　特別交付税は、年２回に分けて決定、交付される。（第１回目は１２月、第２回目は３月に交付）

○　特別交付税として算定される事項や、その算定方法については、「特別交付税に関する省令」に規定。

No.	①-10		R７当初予算額	345 百万円
事業名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業		府省庁名	こども家庭庁
概　要	地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4	
対象事業	当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行う自治体の事業。			
支援内容	◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率 ：国 1/2（都道府県 1/4、市町村 1/4） ※都道府県からの間接補助による交付 ① 交通費（往復分）：移動に要した費用（タクシー移動の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の８割を助成（※２割は自己負担） ② 宿泊費（上限 14 泊）：宿泊に要した費用（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から 2000 円／泊を控除した額を助成（※１泊当たり 2000 円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	こども家庭庁　成育局　母子保健課			
連絡先	03-6862-0413			
参照 HP				

こども家庭庁

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

成育局 母子保健課

令和７年度予算　3.5億円（4.7億円）【令和６年度創設】

事業の目的

○ 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の分娩取扱施設までのアクセスを確保する。

事業の概要

◆ 対象者

自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**（医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦（以下「ハイリスク妊婦」という。）においては、**最寄りの周産期母子医療センター**）まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦

◆ 内 容

① 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設※までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成する。また、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。※出産時の入院前に分娩取扱施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合、当該宿泊施設までの交通費とする（他も同様）

② 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分未満**だが、**最寄りの周産期母子医療センター**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設までは助成外。ただし、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。

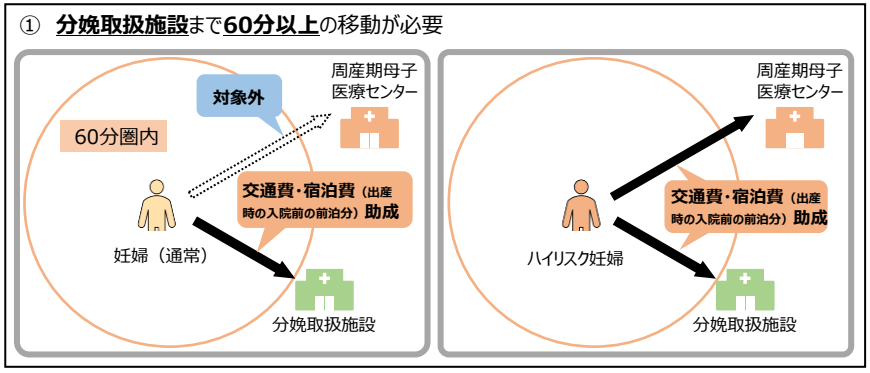

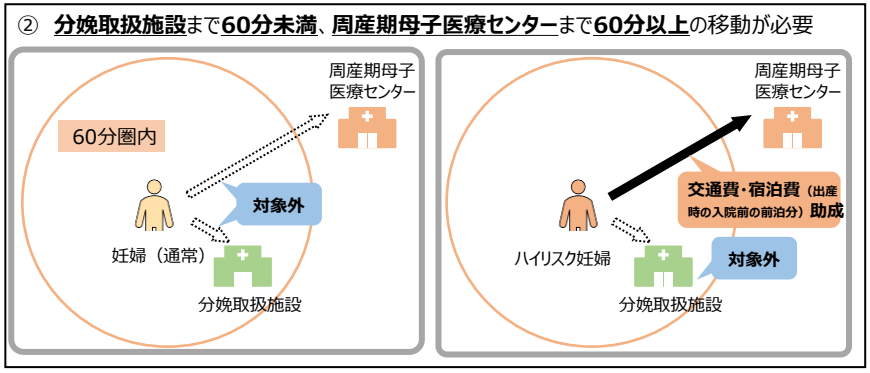

(留意事項)本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

◆ 実施主体：市町村
◆ 補助率　：国1/2
（都道府県1/4、市町村1/4）
※都道府県からの間接補助による交付

補助単価

① **交通費（往復分）**　：**移動に要した費用**（タクシー移動の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の**８割**を助成（※２割は自己負担）

② **宿泊費（上限14泊）**　：**宿泊に要した費用**（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から**2000円／泊を控除した額**を助成（※１泊当たり2000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）

No.	①-11		R6 補正予算額	125 百万円
事業名	遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援		府省庁名	こども家庭庁
概　要	地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4	
対象事業	遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行う自治体の事業。			
支援内容	◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国 1/2（都道府県 1/4、市町村 1/4）※都道府県からの間接補助による交付 ◆ 補助内容：移動に要した費用（公共交通機関・自家用車の利用について、旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の８割を助成			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	こども家庭庁　成育局　母子保健課			
連絡先	03-6862-0413			
参照 HP				

こどもまんなか
こども家庭庁

遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援

成育局 母子保健課

令和６年度補正予算　1.3億円

事業の目的

○　地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

※　本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の妊婦健診を実施する医療機関等までのアクセスを確保する。

事業の概要

◆　**対象者**

自宅（又は里帰り先）から

①**最寄りの妊婦健診を受診することができる産科医療機関等**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦（※上限１４回）

②医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦（以下「**ハイリスク妊婦**」という。）のうち、**最寄りの周産期母子医療センター等**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦（※上限１４回）

③**妊婦健診を受診することができるが分娩ができない産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であって、妊娠後期（概ね妊娠32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩可能な産科医療機関等**まで**概ね60分以上**の移動を要する妊婦（※上限７回）

① **産科医療機関**まで**60分以上**の移動が必要

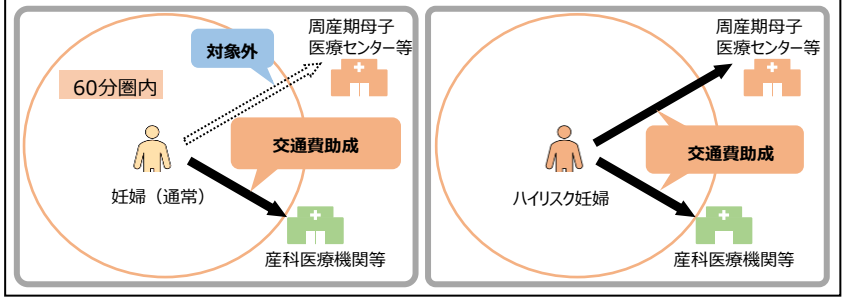

② **産科医療機関**まで**60分未満**、**周産期母子医療センター**まで**60分以上**の移動が必要

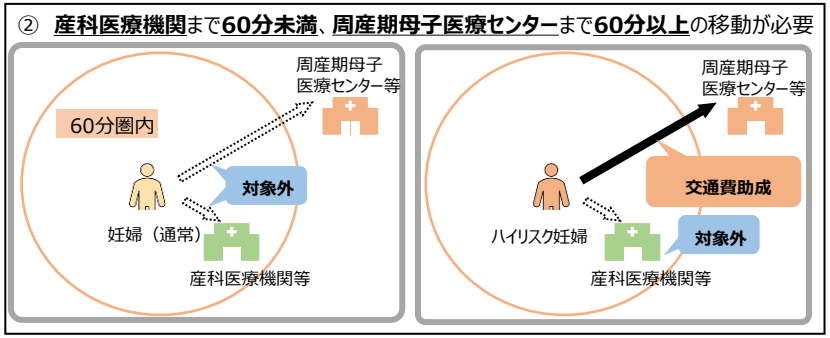

③ **妊娠後期から分娩施設で健診を行う場合で**、**分娩施設**まで**60分以上**の移動が必要

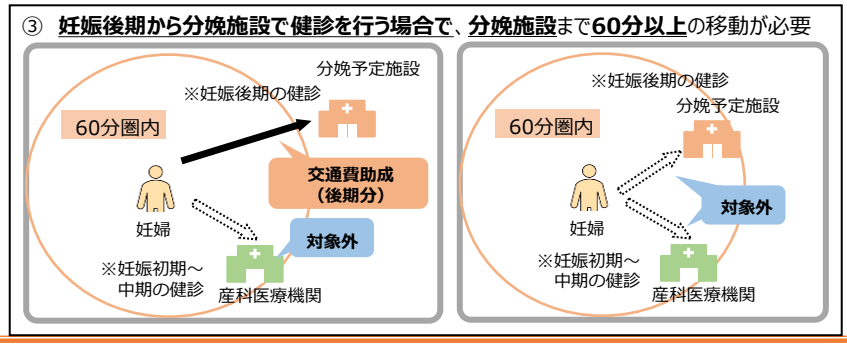

(留意事項)
本事業を実施する市町村が属する都道府県は、
周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、
成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用し、
都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、
産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

◆　実施主体：市町村　　◆　補助率：国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）※都道府県からの間接補助による交付

◆　補助内容：**移動に要した費用**（公共交通機関・自家用車の利用について、旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の**８割**を助成

No.	①-12		R７当初予算額	534 百万円
事業名	母子保健対策強化事業		府省庁名	こども家庭庁
概　要	市町村が行う両親学級のオンライン実施や、各種健診に必要な備品の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化に要する経費の一部を補助する。			
支援対象	市町村	補助率	１／２	
対象事業	乳幼児の健全な発達のため、乳幼児健診等の地域における母子保健対策の強化を支援。 （１）両親学級等のオンライン実施 （２）SNS を活用したオンライン相談 （３）母子保健に関する記録の電子化 （４）各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備 （５）その他母子保健対策強化に資する取り組み（※） ※　例えば、産後ケア事業が行われていない離島等において、島外の産後ケア事業を利用するために必要となる旅費等の支援に活用することが可能。			
支援内容	実 施 主 体：市町村 補　助　率：国１／２、市町村１／２ 補助単価案：１市町村あたり年額 6,043,000 円			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	こども家庭庁　成育局　母子保健課			
連絡先	03-6862-0413			
参照 HP				

こども家庭庁

母子保健対策強化事業 拡充

成育局 母子保健課

令和７年度予算　5.3億円（6.7億円）【令和４年度創設】

事業の目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、都道府県や市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

事業の概要

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

（１）両親学級等のオンライン実施
（２）SNSを活用したオンライン相談
（３）母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
（４）各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
（５）その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県・指定都市事業　※指定都市の対象事業は、②（２）の新生児マススクリーニングの精度管理に限る

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

(１)成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。

（２）新生児マススクリーニング検査の精度管理や、
各市町村の健診等の精度管理などの支援（拡充）

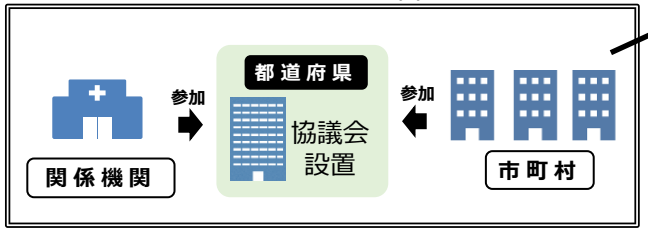

都道府県において、**成育医療等に関する協議会を設置**するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】
・都道府県、市町村の**「成育医療等に関する計画」の策定**に関すること
・母子保健事業に関する**実施体制の整備や委託先の確保**に関すること
・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関すること
・健診に係る人材確保や医療・福祉等の支援体制の広域的な調整に関すること

実施主体等

◆ 実施主体　：都道府県、市町村
◆ 補 助 率　：①国１／２、市町村１／２
　②国１／２、都道府県、指定都市１／２
◆ 補助単価　：①6,043千円　② (1)2,373千円　(2)10,000千円

事業実績

◆ 実施自治体数：609自治体
（12都道府県、597市町村）
※令和５年度変更交付決定ベース

No.	①-13		R７当初予算額 R６補正予算額	24,462 百万円 82,943 百万円
事業名	就学前教育・保育施設整備交付金		府省庁名	こども家庭庁
概　要	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。			
支援対象	地方公共団体	補助率	（私立）１／２相当 （公立）１／３相当	
対象事業	・保育所整備事業 ・幼保連携型認定こども園整備事業 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型） ・公立認定こども園整備事業 ・小規模保育整備事業 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業			
支援内容	【対象施設】保育所、認定こども園、小規模保育事業所等 【補助割合】 （私立）　国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４ （保育提供体制の確保のための実施計画の採択を受けている等一定の要件を満たす場合） 国：２／３、市区町村１／１２、設置主体：１／４ （公立）　原則国：１／３、設置者（市区町村）２／３ ※補助率は個別のメニュー等により異なる。			
離島での実績	なし			
備　考	離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、補助基準額に 0.08 を乗ずる等の加算を行う。			
担当部署	こども家庭庁成育局保育政策課予算係			
連絡先	03-6858-0043			
参照 HP	-			

こどもまんなか こども家庭庁

就学前教育・保育施設整備交付金 拡充 見直し

成育局 保育政策課

令和７年度予算　245億円　＋　令和６年度補正予算　829億円（245億円）
※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗ずる等の加算を行う

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

- 【対象事業】

・保育所整備事業　・幼保連携型認定こども園整備事業　・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）　・公立認定こども園整備事業
・小規模保育整備事業　・防音壁整備事業　・防犯対策強化整備事業　・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

【実施主体】　（私立）市区町村　（公立）都道府県・市区町村

【設置主体】　（私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等　（公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象施設】　保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所　等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】
（私立）　国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４
国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体：１／４

＜補助率の嵩上げについて＞　以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）　※令和７年度当初予算では経過措置あり
〇待機児童対策
待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
〇人口減少対策
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）
（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

（公立）　原則国１／３、設置者（市区町村）２／３
※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業　（私立）国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体：１／４　（公立）国２／３、設置者（市区町村）１／３

※防災・減災・国土強靭化のための５か年加速化対策（9.4億円）

No.	①-14		R７当初予算額 R６補正予算額	6,652 百万円 13,839 百万円
事業名	次世代育成支援対策施設整備交付金		府省庁名	こども家庭庁
概　要	児童福祉等の基盤整備を推進するため、地方公共団体が策定する整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付するもの。			
支援対象	地方公共団体	補助率	１／２等	
対象事業	児童福祉施設等及び障害児施設等の整備事業			
支援内容	【対象施設】児童福祉施設、障害児施設等 【補助割合】原則１／２相当（児童厚生施設は１／３相当） ※補助率は個別のメニュー等により異なる。			
離島での実績	Ｒ６：１か所（長崎県五島市）			
備　考	離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、補助基準額に 0.08 を乗ずる加算を行う。			
担当部署	こども家庭庁　成育局　参事官（事業調整担当）			
連絡先	03-6863-0286			
参照 HP	なし			

こどもまんなか こども家庭庁

次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局　参事官（事業調整担当）

令和7年度当初予算 67億円＋令和６年度補正予算 138億円（５か年加速化対策分含む）
（令和６年度当初予算67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

＜令和６年度補正予算により実施する拡充事項＞
・防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策に必要な経費を要求する。
「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等
【補助率】定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当
児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）
※離島振興対策実施地域等に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

No.	①-15		R７当初予算額 R６補正予算額	46,411 百万円の内数 9,270 百万円の内数
事業名	保育士修学資金貸付等事業		府省庁名	こども家庭庁
概　要	保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者の雇い上げに必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。			
支援対象	都道府県・指定都市	補助率	国：９／１０ 都道府県、指定都市：１／１０	
対象事業	・保育士修学資金貸付 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け 〇貸付額（上限） ア　学　　費　　5 万円（月額） イ　入学準備金　　20 万円（初回に限る） ウ　就職準備金　　20 万円（最終回に限る） エ　生活費加算　4～5 万円程度（月額） 〇卒業後、５年間の実務従事（貸付を受けた都道府県の施設）により返還を免除 ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長２年間			
支援内容	返還免除の特例の条件となる実務従事期間を５年から３年に短縮する。			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	こども家庭庁　成育基盤企画課　保育士対策係			
連絡先	03-6861-0058			
参照 HP	なし			

こども家庭庁

保育士修学資金貸付等事業

見直し

成育局 成育基盤企画課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和７年度予算　464億円の内数　＋　令和６年度補正予算額　93億円の内数（令和６年度当初予算額459億円の内数）

事業の目的

- 保育士等保育人材の増加傾向の維持を目指し、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

１．保育士修学資金貸付（個人向け）	○　保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○　卒業後、５年間の実務従事（貸付を受けた都道府県の施設）により返還を免除 ※貸付決定者数　4,386人（令和5年度実績） 【見直し】 ○　養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とすることにより、養成施設卒業者の保育所等への就職率向上を図る。＜令和６年度補正予算＞	○貸付額（上限） ア　学　　費　　5万円（月額） イ　入学準備金　　20万円（初回に限る） ウ　就職準備金　　20万円（最終回に限る） ※就職準備金のみの貸付の場合は、最終学年進級時に貸付 エ　生活費加算　4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長２年間
２．保育補助者雇上支援（事業者向け） ※幼保連携型認定こども園対象	○　保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○　施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が２割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○　保育補助者が原則として３年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数　137人（令和5年度実績）	○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長３年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長３年間
３．未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援（個人向け）	○　未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○　再就職後、２年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数　1,453人（令和5年度実績）	○貸付額(上限)　5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：１年間
４．潜在保育士の再就職支援（個人向け）	○　潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○　再就職後、２年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数　1,413人（令和5年度実績）	○貸付額(上限)　就職準備金　40万円
５．未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援（個人向け）	○　保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○　２年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数　6人（令和5年度実績）	○貸付額(上限)　事業利用料金の半額 ※貸付期間：２年間

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市　　【補助割合】国：９／１０、都道府県・指定都市：１／１０